. 総括研究報告

がん登録等の推進に関する法律下におけるがん登録 情報の活用の実際に関する研究

がん登録等の推進に関する法律下におけるがん登録情報の活用の実際に関する研究

研究代表者 柴田 亜希子 国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 室長

研究要旨

本研究班は3年計画で、がん登録推進法の下に全国がん登録情報を活用する場合の問題の 整理と全国がん登録と研究的に集積されているがん登録情報との連携のモデル構築を目 的とする。平成 27 年度は、2016 年 1 月のがん登録推進法施行を意識し、3 つの課題を設 定し、以下の結果を得た。1)研究代表者及び研究分担者で、がん登録推進法における全国 がん登録情報の利用及び提供、がん登録等の情報の活用について、全国がん登録情報の非 匿名化情報の利用と提供には研究対象者本人の同意が必要であること、非匿名化情報の利 用には照合のために研究者側が個人識別情報を提供する必要があること、病院等への提供 又は研究者等への提供の規定で提供された情報には政令で規定される保有期間の制限が あること等について理解を深めた。2)分担研究者を対象に「研究的に集積されてきたがん 統計情報による科学的知見に関する調査」を行った。その結果、「その他のがんの診療に 関する情報」を収集しているがん登録と、全国がん登録や院内がん登録の連携による追跡 研究への発展や調査研究対象の集積拡大が期待できること、一方で、連携にあたっては、 法に基づき求められる各がん登録の登録情報の利用目的や登録対象者への説明内容につ いて、関係者の理解と合意形成が望ましいこと、が整理された。3)がん登録推進法に基づ き提供される予定の匿名化を行った全国がん登録情報に関する世論調査の準備として、先 行研究のシステマティック・レビューを行った。その結果、匿名化されたデータであって も研究対象者に事前に承諾を得て欲しい旨の結論が多いこと、本テーマに関して最近の日 本人の意識に関する論文がないことが分かった。レビュー結果より、フォーカスグループ 研究(質的調査)を先行し、適切な調査票を開発した後、意識調査(量的調査)を行うこ とが望ましいことが分かった。

研究分担者

海崎泰治

福井県立病院病理診断科 病理診断科主任医長

増田昌人

琉球大学医学部附属病院がんセンター センター長・診療教授

西野善一

金沢医科大学医学部公衆衛生学 教授 大木いずみ

栃木県立がんセンター研究所 特別研究員

橋本修二

藤田保健衛生大学医学部衛生学講座 教授

固武健二郎

栃木県立がんセンター・研究所 研究所長 平田公一

札幌医科大学消化器・総合、乳腺・内分泌 外科 客員研究員

松本公一

国立成育医療研究センター小児がんセンター センター長

川井章

国立がん研究センター中央病院・希少がんセンター センター長

松田智大

国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 全国がん登録室長

新野真理子

国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター 研究員

研究協力者

西本 寛

国立がん研究センターがん対策情報センターがん登録センター センター長

A.研究目的

平成28年1月施行が予定されているがん 登録等の推進に係る法律(以下「がん登録 推進法」という)では、登録情報の十分な 活用と国民への結果の還元が求められてい る。これまでの研究を通じて、がん登録推 進法で規定される全国がん登録や院内がん 登録単独で得られる統計指標には限界があ り、求められる成果に応じて追加の情報収 集や他のデータベースとの連携が必要なこ とが明らかになっている。また、全国がん 登録情報の活用において、本人同意を得て いる場合を除き、匿名化を行った情報を提 供するものとされているが、少数例では活 用の需要があっても匿名化によって十分な 結果を還元できない場合が他の情報提供の 事例で指摘されている。本研究班は、2018 年度に予定されている全国がん登録情報の 提供開始に向けて、3年計画でがん登録推 進法の下に全国がん登録情報を活用する場 合の問題の整理後、全国がん登録と研究的 に集積されているがん登録情報との連携の モデル構築を目的とした(図1)。

初年度の平成 27 年度は、2016 年 1 月のがん登録推進法施行を意識し、3 つの課題について結果を出すこととする。

課題 1 研究代表者及び研究分担者で、 がん登録推進法における全国がん登録情報 の利用及び提供、がん登録等の情報の活用 について理解を深める。

課題 2 課題 1 を受けて、全国がん登録、院内がん登録、主に学会等主導で研究的に集積されているがん情報によって得られる統計指標を改めて整理し、かつそれらの連携によって得られる有用な統計指標を検討する。また、連携するにあたり法的に整理

すべき課題の有無を検討する。

課題 3 がん登録推進法に基づき提供される予定の匿名化を行った全国がん登録情報に関する世論調査の準備を行う。

本研究をがん登録推進法施行予定の年度 に開始することによって、がん登録推進法 に関する学術団体等の事前理解を促す効果 が期待される。また、がん登録推進法第3 条の基本理念、第3項「がん対策の充実の ためには、全国がん登録の実施のほか、院 内がん登録により得られる情報その他のが んの診療に関する詳細な情報の収集が図ら れなければならない。」、第4項「全国がん 登録及びがん診療情報の収集により得られ た情報については、これらががん患者の診 療等を通じて得られる貴重な情報であるこ とに鑑み、民間によりものを含めがんにか かる調査研究のために十分に活用されると ともに、その成果ががん患者及びその家族 をはじめとする国民に還元されなければな らない。」に対して、がんの診療に関する詳 細な情報の収集、調査研究のための活用及 び成果の還元の方法の一例となることが期 待される。さらに、本研究班の検討を通じ て、がん登録推進法第2章第3節 情報の 利用及び提供の運用及び第4章がん登録等 の情報の活用に係る念頭におくべき事項が 明らかにし、厚生労働科学審議会がん登録 部会等に参考意見として提供することがで きる。

B.研究方法

課題別に、下記の方法で研究を進めた。 課題 1 については、厚生科学審議会がん登録部会におけるがん登録推進法の政省令及び指針の意見聴取及びパブリックコメント

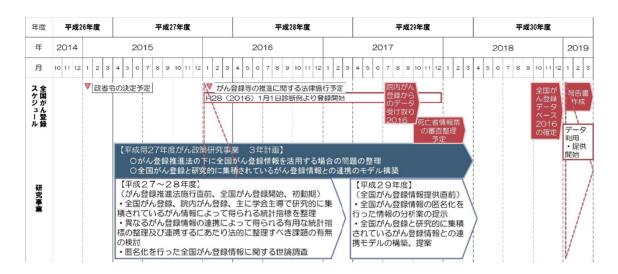


図1 平成27年度からの3年の研究計画

募集の前後に班会議を開催した。

当初の研究計画策定時は、研究開始前に 政令、省令が公布されている予定であった が遅れていたため、班会議では、全国がん 登録情報の利用及び提供にかかる規定案に ついて議論し、案の内容に偏りや考慮の不 足がないかを確認した。政令、省令、大臣 指針の公布後は、各分担研究者の専門領域 に関係する部分及びどのように影響するの かについて理解を深めた。

課題 2 については、分担研究者 9 名を対象に自記式で「研究的に集積されてきたがん統計情報による科学的知見に関する調査」を行った。調査期間は平成 27 年 8 月 28 日から 9 月 30 日までとした。課題 1 の検討の場で得た知識を念頭において、地域がん登録、院内がん登録、臓器がん登録に関与している各分担研究者の立場において、既存のがん登録が何を目的に行われていて、どのような情報を提供してきたのか、他の登録では提供できない情報は何か、異種のがん登録の連携によって得られる可能性のあ

るがん対策のための情報案について聞いた。 さらに、班会議において回答を共有し、議 論することで、論点整理を行った。

課題 3 については、がん登録推進法に基 づき提供される予定の匿名化を行った全国 がん登録情報に関する世論調査の準備とし て、調査客体と調査内容について班会議で 調査結果が与える社会的影響 検討した。 が大きいことが予想されるため、どのよう な結果に対しても妥当な解釈や説明が可能 なように、調査客体及び調査内容の注意深 い選択が必要という助言を分担研究者から 得た。そのため、調査客体及び内容の決定 の参考にするため、主任研究者と 1 名の分 担研究者が先行研究のシステマティック・ レビューを行った。班会議でレビュー結果 を共有した結果、フォーカスグループ研究 (質的調査)を先行し、適切な調査票を開 発した後、意識調査(量的調査)を行う研 究計画に変更された。そのため、今年度ま でに、フォーカスグループ研究計画を作成 し、倫理委員会の承認を得た。

(倫理面への配慮)

本研究のうち、フォーカスグループ研究は「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年12月22日)」の適用範囲である。調査対象者の精神に障害又は負担を生じる侵襲を伴う可能性を否定せず、研究は、研究計画について国立がん研究センター倫理審査委員会の審査及びセンター長の許可を受けた。

C.研究結果

課題 1 全国がん登録情報の利用及び提供並びに活用について理解を進める。

がん登録推進法の施行令(政令)及び施 行規則(省令)は、当初の予定では平成26 年度中に公布される予定であったが、平成 27年9月9日に公布された。また、本研究 班の研究に関係が深い「院内がん登録の実 施」及び「調査研究を行う者が講ずる同意 代替装置」に係る大臣指針は平成 27 年 12 月15日に公布された。それぞれの公布前に、 案について、厚生科学審議会がん登録部会 の意見聴取及びパブリックコメントの募集 がなされた。班会議では、政令で規定され る、法施行前に開始された調査研究が全国 がん登録情報の提供を受けるための経過措 置について、その経過措置の内容案が各分 担研究者の専門領域の視点においても公平 で、偏りのない妥当な案であるか議論した。 また、「院内がん登録の実施」に係る指針に ついては、院内がん登録の意義に、その活 用により、がん対策の企画立案やがん医療 の分析及び評価を行うことが含まれること の明示の重要性が提言された。

政省令及び指針の公布後は、班会議の質 疑応答を通して、今後、各研究分担者の専 門領域におけるがん登録情報の活用にあたり関係する以下の規定について理解を深めた。

- ・国、都道府県、市町村との共同研究ではない研究へのがん登録情報の提供は、がん 登録推進法では「その他の提供」の規定に 従うこと。
- ・一般の研究者が全国がん登録情報の非匿名化情報の提供を受けるには、研究対象者本人の同意が得られている必要があること。
- ・同意とは「積極的同意」であると社会的に合意形成されていること。
- ・非匿名化情報の提供では、登録されたが ん患者の名簿となるような提供は想定され ていないこと。
- ・非匿名化情報の提供では、研究者が全国 がん登録情報と照合したい研究対象者の照 合に必要な個人識別情報を提供し、照合結 果の提供を受けること。
- ・病院等への提供は、病院等の管理者から の請求を受けて、当該病院等から届出され た患者について、都道府県知事から提供さ れるものであること。
- ・その他への提供だけでなく、病院等への 提供にも、政令で規定される保有期間の制 限が適用され、その提供を受けた目的に係 る利用に必要な期間を超えて保有してはな らないこと。

課題 2 各種がん登録から得られる指標とその活用の方向性の整理

調査票は資料1のとおりである。調査を依頼した分担研究者9名(柴田、松田、新野を除く)のうち5名から自記回答を得た。うち2名は、問1「がん医療の質の向上等のがん対策を目的として、がんの検診、罹

患、診療、転帰等に関する情報を収集、分析し、科学的知見を提供することを主たる目的とする調査研究(がん登録)の運営又は届出に関与されたことはありますか。」で「いいえ」のため回答を終了した。他3名の分担研究者からは班会議において口頭で回答を得て、計6名から回答を得た。

6 名の回答者のうち、地域がん登録の運営への関与経験者が2名、院内がん登録の運営への関与経験者が3名(重複含む) その他の登録の運営及び届出経験者が3名であった(問2)

問2で「その他の登録」への関与と回答した場合は、問3「関与しているがん登録が提供している(提供した)がん医療の質の向上等のための代表的ながん統計情報を教えてください。」を聞いた。大腸癌登録事業では、登録例(主に手術治療例)の臨床病理学的因子の特徴,病期別(規約分類,UICC-TNM分類)の5年全生存率とその時代推移や手術の質(リンパ節郭清度)が生存率に与える影響等を提供してきた。日本造血細胞移植学会では、骨髄移植による移植症例を細かく集め、マニュアルやガイドラインを十数冊出してきた。

問4では、「問3の統計情報は他の登録では得られないか」を聞いた。大腸癌登録事業では詳細な病期分類や治療方法情報を、日本造血細胞移植学会では詳細な患者背景情報を収集し、分析している点が、地域がん登録と院内がん登録から差別化され、特異的であるとの回答であった。また、小児血液腫瘍の登録は、疾患別に分析する点が、地域がん登録と院内がん登録から差別化され、代わりがないとの回答であった。

問5では「異なるがん登録同士の連携(レ

コードリンケージ)が可能になれば提供可能な、がん対策に役立つがん統計情報の候補がございましたら教えてください。」を聞いた。全国がん登録による罹患モニタリングにおいて、ある特定の場所や年齢層で特定のがんの発生が多い可能性が疑われた場合、全国がん登録を名簿として院内がん登録に遡る又は問題のがんについて院内がん登録での罹患の推移や分布を確認する、さらに、院内がん登録以外の情報が必要な場合(職業歴、喫煙歴など)は、診療録からの情報収集や新たな調査を行う等が可能になる、という意見があった。

院内がん登録とその他の登録の連携例として、主に学術学会等が主導するその他の登録は任意の登録のために偏りなく情報収集することが困難であるが、学会員が所属する病院等と連携して院内がん登録を利用してその他の登録が対象とする症例を効率的に見つけ出すことができるという意見があった。他に、その他の登録は匿名での登録が進法によって生存確認情報の提供を受けることができるため、院内がん登録なしとができるため、院内がん登録と連携すればその他の登録でも生存率研究も効率よく実施できるという意見や全国がん登録情報とレセプト情報との連結への期待が出された。

課題 3 匿名化を行った全国がん登録情報 の提供に関する世論調査の準備を行う

世論調査によって明らかにしたい日本国民の意識を、1.匿名化した後の「個人が誰であるか分かってしまう残存リスク」に対する意識(気にしない、不快である等)の傾向、2.「不快である」と感じる匿名性の程度に個人

差はあるか、3.「不快である」と思う理由(何 となく、自己決定権の侵害等)と設定し、一 般意識・世論、医療・健康情報、匿名化、プ ライバシー・同意、研究利用の5つの概念で 先行研究を検索し、システマティック・レビ ューを行った。一般意識・世論と匿名化を必 ず含む文献 128 本が抄録を読む一次スクリー ニングの対象となった。一次スクリーニング の採択基準は、1. 匿名情報の、研究利用に 関する、意識調査の3要素が含まれる場合、 又は 2. 1 のうち 2 要素が含まれ、研究手法 が質問票調査(量的調査)又はフォーカスグ ループ研究(質的調査)である場合、とした。 その結果、12本がレビュー文献として採択さ れた。レビューした文献は、電子診療録情報 の 2 次利用、保存血液等試料の当初の目的外 の 2 次利用、近年の遺伝子解析研究と既存の コホート研究の当初の目的外の連携、の大き く3つの分野に関する内容で、がん登録に関 するものはなかった。匿名化されたデータで あっても研究対象者に事前に承諾を得て欲し い旨の結論が多かった。本テーマに関して最 近の日本人の意識に関する論文はなかった。 以上のレビュー結果より、いくつかの先行研 究と同様に、量的な意識調査の前にフォーカ スグループ研究(質的調査)を行ない、調査 票の開発につなげることを第2回班会議にお いて提案し、賛同を得た。本研究の詳細は、 新野らが分担研究報告書(II-1)に記した。

フォーカスグループインタビューを通して「同意を得ずに収集される全国がん登録情報が匿名化された状態で研究者に提供されること、公表されることについてどう思うか。」を参加者から意見を聞き出し、質的調査研究の方法論で結果をまとめ、「同意を得ずに収集される全国がん登録情報の

利用と提供に関して国民の意識を問う調査」の内容決定につなげることとした。フォーカスグループインタビューの調査客体は、実行可能性の点から、国立がん研究センターがん対策情報センターの患者市民パネルの構成特性を考慮し、年齢、がんの分類(希少性等)、その他の背景要因(患者か、家族か、遺族か)等の特性を同じにオグループを、参加協力の状況に応じて3~6グループ設定することとした。以上の研究計画について、国立がん研究センターの倫理審査委員会に諮問し、承認を得た。承認を得た研究計画書は資料2のとおりである。

D. 考察

本研究をがん登録推進法施行予定の年度 に開始したことによって、がん登録推進法 に関する学術団体等の事前理解を促す効果 が期待される。学術団体等を通じて医師等 に法内容を啓発することによって全国がん 登録を円滑に開始する効果、がん登録推進 法に係る情報の活用において念頭におくべ き事項を明らかにすることで研究者等が法 令を遵守した活用方法を事前に計画できる 効果において、学術的、社会的意義がある と考えられる。本年度は、従前からがん登 録に関心の高い分担研究者において、がん 登録推進法に係る理解を進め、全国がん登 録情報の利用と提供の仕組みが今後のがん 対策のためのがん登録に資する可能性を共 有した。しかし、このような有識研究者で あっても、特に、病院等へ提供された全国 がん登録情報に保有期間が規定されている こと、非匿名化情報の提供を受けるにあた っては研究対象者の積極的同意を得ている 必要があることについては、日常的に診療 情報を利用した研究を行う研究者にとって は馴染みのない規定であり、がん登録推進 法でこのように規定された背景を十分に理 解する必要があった。この議論の場は、今 後、研究分担者等を通じて、学術団体等、 病院等の管理者、行政等に同様の理解を広 めるにおいて貴重な事前準備になったと思 われる。

がん登録推進法第3条の基本理念第4項「全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によりものを含めがんにかかる調査研究のために十分に含めがんとともに、その成果ががん患者であるとともに、その成果ががん患者である。は対ればならない。」に対して、本研究班は、従前からがん登録に関心の高い分担研究者から成ることを生かし、がん登録情報とがん診療情報の調査研究のための活用及び成果の還元の方法の例示が期待されていると考える。

分担研究対象者を対象とした質問票調査 とその後の議論では、全国がん登録情報や 院内がん登録情報とその他のがん情報と連 携した調査研究によって、効率的な対象者 の見つけ出し及び従前の個々の登録の限られた情報のみを利用した研究と比べて、研究手法の拡大や研究内容の拡大が期待できることを確認した。一方で、全国がん登録及び院内がん登録では法律で発生部位とがんの種類別に登録対象を規定するため、疾患別の体系で悪性腫瘍とそうではないものも含まれる疾患別の登録とは登録対象が重 ならない場合があることが、登録の現場の 混乱や負担になっているとの意見もあった。 今後、登録対象が完全に一致しないその他 の登録であっても、一致する部分について 全国がん登録や院内がん登録と連携すれば、 より効率的で正確に登録できることを、関 係者にモデルケースで示していく必要があ る。

一方で、連携にあたっては、全国がん登録情報の活用において適用される情報の取扱いや保存期間についての法令規定について、その他のがん情報を保有する者と事前に十分に認識を合わせることが重要と考えられた。特に、がん登録推進法では登録にあたって本人同意が不要のため、全国がん登録情報の名簿的利用が想定していないことは、がんの研究にとって非効率で、不利益である。本人同意の上での全国がん登録情報の公益性の高い研究への利用について国民の理解を求める等の、時間をかけた再検討が必要である。

全国がん登録情報の利用に関する意識調査は、質的・量的研究への変更に伴い、本年度は研究計画の再構成及び質的調査の研究計画の段階に留まった。本調査は、平成26年度厚生労働科学特別研究事業「全国がん登録のガイドライン等の準備のための研究」において、「全国がん登録のデータ利用に関わる問題」として整理された課題の一つ、「がん登録推進法が提唱する「情報の十分な活用」のためには、適切な匿名化技術を駆使してもなお個人識別性が残る状態での情報提供が認められる社会的合意形成が必要」への対応を意図して計画された。先行研究のシステマティック・レビューの

結果、世界的には当初の収集目的外に情報を自由に活用することへの研究者の期待と、 匿名化されたデータであっても事前に承諾を 得て欲しい研究対象者の意識のかい離があることが分かった。

2016年1月から全国がん登録事業に基づくがん情報等の収集が開始されたが、収集された情報の活用に関する法令は 2015 年に公布されたばかりである。今後、全国がん登録情報はどのようながんに関する研究に活用できるのか及び活用にあたり必要な法令規則を、本研究班で事前に検討しているを参考にして、関係者に広く周知していく必要がある。一方で、法令に基づく全国がん登録情報の利用と提供に関して国民がどう思うかも分かっていない。国民が理解、納得できる形で、科学的知見に基づき実施するがん対策のための調査研究のために活用できるよう社会的基盤を掃除に整えていく必要がある。

- F.健康危険情報 特になし
- G. 研究発表
- 1. 論文発表

なし

2. 学会発表

柴田亜希子。がん登録等の推進に関する法律とがんデータベースについて。第 101 回日本消化器病学会総会、宮城県、2015 年 4月。

- H. 知的所有権の取得状況
- 1.特許取得 なし

- 2.実用新案特許 なし
- 3 . その他 なし

資料 1 研究的に集積されてきたがん統計 情報による科学的知見に関する調査 調査 =

資料 2 全国がん登録情報の利用及び提供 に関するフォーカスグループ研究 研究計 画書